

社会保険ひろしま

第921号

- 【ご案内】 令和7年度社会保険制度説明会のご案内
- 【お願い】 賞与支払届の届け出もれ防止のために、賞与支払予定月の登録をお願いします
- 【ご案内】 「事業所向けオンラインサービス」のよくある質問にお答えします
- 年金だより
- 健康保険料率の引下げにつながるインセンティブ制度
- これからは医療を受けるならマイナンバーカード
- そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか？



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年3月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		61,823	60,874
船舶所有者数		249	322
被保険者数	男性	508,710人	380,494人
	女性	350,971人	270,635人
	船員	3,035人	3,318人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内 令和7年度社会保険制度説明会のご案内

令和7年6月に「社会保険制度説明会」を開催します。本説明会では事業主、社会保険事務担当者の皆さまに向けた、さまざまなプログラムを用意していますのでぜひご参加ください。

【社会保険制度説明会の説明プログラムの一例】

オンラインサービスのご紹介

機構が提供しているオンラインサービスをご紹介します。



- ・ 算定基礎届などの手続きの電子申請
- ・ 毎月の社会保険料額などの情報・通知書の電子送付

届出誤りが多い事例の紹介



皆さまに正しく届出いただけるよう、届出の誤りが多い事例を紹介します。

子育て支援のための制度



産前産後休業や育児休業時の保険料免除について説明します。

その他

従業員さまの年金について、大切な情報を周知します。

- ・ 入社前の国民年金期間の追納について
- ・ 外国人従業員の国民年金期間の保険料納付について
- ・ 働きながら年金を受け取る時

など

算定基礎届の作成方法



算定基礎届の作成方法について説明します。

開催場所、日程はこちら

○留意事項

- ・ 上記説明プログラムは一例になります。会場によってプログラムは異なります。
- ・ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
- ・ お問い合わせは管轄の年金事務所へお願いします。
- ・ 説明会終了後に簡単なアンケートを取らせていただきますので、筆記用具のご持参をお願いします。



日本年金機構ホームページ
【事業主の皆さまへ】令和7年度
社会保険制度説明会の開催について

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jimukoshukai.html>

お願い 賞与支払届の届け出もれ防止のために、賞与支払予定月の登録をお願いします

被保険者に賞与を支払ったときは、**支給日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。

あらかじめ日本年金機構に賞与支払予定月を登録している事業所には、賞与支払予定月の前月にご案内が届きます。届出もれ防止のためにも賞与支払予定月の登録をお願いします。

賞与支払予定月を登録する場合は「事業所関係 変更（訂正）届」に賞与支払予定月を記載して提出してください。

⚠️ 賞与支払予定月の登録の有無にかかわらず、賞与を支払ったときは「賞与支払届」の提出が必要です。

⚡ 賞与支払届のご提出は、便利な**電子申請**をご利用ください ⚡

詳しい情報をホームページに載せています

- ・ メリットや申請方法を解説した動画
- ・ 具体的な操作手順を記載したガイドブック

こちら



日本年金機構 電子申請

検索

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内

「事業所向けオンラインサービス」のよくある質問にお答えします

Q. 年に数回しか届出の機会がない事業所でもメリットがありますか？

A. 届出の機会が少なくてもメリットはあります。
「オンライン事業所年金情報サービス」なら、毎月の社会保険料額や被保険者情報といった各種情報や通知書を電子データで受け取れるので便利です！

Q. 電子申請は処理が早いと聞きますが、処理が早いと、例えばどのようなメリットがあるのでしょうか。

A. 会社が「電子申請」に切り替えたので、入社後でもマイナ保険証で早く受診ができて助かりました！

Q. 初めての利用で不安があります。パソコンの操作は簡単ですか？

A. 操作が難しいイメージがありましたが、実際使ってみると簡単です。電話で問い合わせすることもできます。



サービスの詳細や申し込み方法等は、同封のリーフレットからご確認ください。



年金だより

年金の相談・請求手続きはインターネット予約が便利です

年金の相談・請求手続きは、インターネット予約を利用すると以下のメリットがあります。

- 毎日予約を受け付けているため、休日を気にせず予約できます。
- 予約日の前日に予約時間等のお知らせメールが届くので、予約忘れを防止できます。
- もし予定が入ってしまった場合も、インターネットからスムーズに変更やキャンセルができます。

→ 詳細はインターネット予約専用サイトからご確認ください。

予約専用サイトへのアクセス方法

■ 翌々開所日から予約ができます。



スマートフォン



https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/sp_soyo/RA01_SP/W_RA0101_SPSCR.do



パソコン

日本年金機構 予約相談 検索

https://www.yoyaku.nenkin.go.jp/soyo/RA01/W_RA0101SCR.do

インターネット予約の受付時間

土日祝日を含め毎日

8:00 ~ 23:30

※ システムメンテナンスによる停止を行うことがあります。

日本年金機構からのお知らせ 特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構公式X (旧Twitter) @Nenkin_Kikou

公的年金に関する各種手続きやお知らせなどを随時発信しています。ぜひフォローいただきご活用ください。

https://x.com/Nenkin_Kikou





協会けんぽ 広島支部からのお知らせ

2025年
5月

加入者の皆様へお知らせいただきますようお願いいたします

健康保険料率の引下げにつながる **インセンティブ制度**

インセンティブ制度とは、協会けんぽ47都道府県支部のうち、**5つの評価指標**の評価結果が**上位15位以内**の支部に報奨金（インセンティブ）が与えられ**健康保険料率の引下げにつながる制度**です！今回は、令和7年度の健康保険料率に反映された「令和5年度のインセンティブ制度の実績」についてお知らせします。

広島支部の実績は

令和5年度総合順位 **21位** 対前年 ↑
指標①～⑤の実績に基づく

令和4年度：35位

残念ながらインセンティブの獲得はできませんでしたが、**過去最高順位**となりました。インセンティブを獲得できる**15位**まであと少しです！



加入者・事業主の皆様に取り組んでいただきたい **5つのお願い**

指標 ① 特定健診等の実施率

- 協会けんぽの健診を毎年、必ず受診しましょう。
 - 35歳～74歳の被保険者（ご本人）様 ⇒ 生活習慣病予防健診
 - 40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様 ⇒ 特定健診



令和5年度 順位	対前年
18位	↑ (36位)

指標 ② 特定保健指導の実施率

- 健診結果で「生活習慣の改善が必要」と判定された場合は、「特定保健指導」を受けましょう。
- 特定保健指導は、健診当日に健診機関で実施するほか、保健師等が事業所を訪問し実施しています。（オンライン可）。



令和5年度 順位	対前年
17位	↗ (24位)

指標 ③ 特定保健指導対象者の減少率

- 特定保健指導のプログラム継続や、プログラム終了後も生活習慣改善の取組が継続できるよう、従業員の健康に配慮する職場づくり（健康経営[®]※の推進）をお願いします。

※健康経営はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



令和5年度 順位	対前年
32位	↗ (40位)

指標 ④ 要治療者の医療機関受診率

- 健診の結果、「要治療」「要精密検査」と判定された従業員の方へ、早期受診のお声がけをお願いします。



令和5年度 順位	対前年
11位	↘ (5位)

指標 ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

- 医療機関でお薬が処方される際に、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」使用の希望を伝え、積極的に利用しましょう。



令和5年度 順位	対前年
29位	↗ (30位)

上位15位以内に入るため、皆様のご協力をお願いします！

特に
お願い
します

特に
お願い
します

これからは医療を受けるならマイナンバーカード

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したマイナ保険証を利用すると、より適切な医療を受けることができたり、窓口で限度額以上の支払いが不要になるなどのメリットがあります。

いつもの通院等が便利に!

就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要!



※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録は必要

被保険者の市区町村民税が非課税の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が別途必要です。

限度額適用認定証についてはこちら



支払い

医療費が高額な場合に申請する「**限度額適用認定証**」が不要

受付

顔認証で自動化された受付
高齢受給者証の持参も不要

顔認証※付きカードリーダーで本人確認と保険資格の確認が一度に実施可能。
※数字4桁の暗証番号の入力でも可。

旅行先や災害時でも、薬の情報等を連携できます。



診療・薬剤処方

医療情報の共有化でより適切な医療が受けられる

過去に処方された薬や特定健診等の情報を医師や薬剤師と共有できます。
※本人の同意なく共有されることはありません。

マイナポータルでもっと簡単! 便利に!

- 自身でも特定健診や薬の情報をマイナポータルで確認できる
- マイナポータルからe-Taxに連携し、確定申告が簡単に

マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」が交付され、引き続き保険診療を受けることができます。また、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

そのケガの治療、本当に健康保険が使えますか?

工作中・通勤途中のケガ

原則、健康保険は使えません

管轄の労働基準監督署にご相談ください

詳細、「第三者行為による傷病届」はこちらから



相手がいる (第三者行為) 私用中のケガ

健康保険は使えますが...

「第三者行為による傷病届」

の提出が必要です!

健康保険を使用した場合、本来、加害者が負担すべき医療費を協会けんぽが立て替えたことになります。その費用を加害者に請求するために届出が必要です。

このような時は届出が必要です!

- 相手がいる交通事故にあった
- 他人からの暴力を受けた
- 自損事故の車に同乗した
- 他人が飼っている動物に咬まれた

相手がいらない 私用中のケガ

健康保険が使えます

※後日、負傷原因の照会をさせていただきます場合があります。

協会けんぽ広島支部からのお知らせ

(2025年5月号)

<発行> 全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

〒732-8512 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル

お問合せはこちら

電話番号 082-568-1011(代表)
平日のみ 8:30~17:15
※おかけ間違いにご注意ください



今月の TOPICS



健康づくりや健康保険制度に関する情報を月2回程度配信しています。この機会に是非友だち追加をお願いします!

協会けんぽ広島支部 LINE公式アカウントを開設しています!

LINE ID
@kenpo_hiroshima



友だち追加はID検索、二次元コードから!